

## 令和3年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。  
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

### 所定疾患施設療養費について

- (1) 当施設では所定疾患施設療養費(Ⅱ)480単位/日を算定しています。  
対象となる入所者様の状態は次の通りです。  
・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎
- (2) 上記で治療が必要となった入所者様に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。  
(協力医療機関等と連携して行った検査を含む)
- (3) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- (4) 当施設の医師は感染症対策に関する研修を受講している。
- (5) 算定開始年度の翌年度以降において、前年度の治療等の実施状況について公表する。

### 【主な治療内容】

#### (肺炎)

血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

#### (尿路感染症)

血液検査・尿検査・抗生剤(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

#### (带状疱疹)

带状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

#### (蜂窩織炎)

蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

### 【所定疾患施設療養費算定状況】

診断名/年月		令和3年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2	1										
	治療日数	13	7										
尿路感染症	人数	1	2		2		2	1	1			1	1
	治療日数	3	9		12		12	10	7			7	4
带状疱疹	人数						1		1				
	治療日数						10		10				
蜂窩織炎	人数		1	1				1	1				1
	治療日数		10	10				8	10				5